

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
<p>【改正の概要】</p> <p>平成21年度から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8の規定に基づく本人確認情報の利用及び提供を開始し、県民の負担軽減及び行政事務の効率化に一定の成果が出ているところであるが、さらなる県・市町の事務の効率化の観点から、知事による本人確認情報を利用する事務を追加するため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>（今回追加する事務） 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年愛媛県条例第19号）による同条例第9条第1項の年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	